

**2015年度**

**埼玉県への政策制度要請**

**9分野 28項目**

## I. 総合経済・産業政策

### 1. 様々な実施主体による公共サービスも含め、地方自治体の責任において、必要とする県民に過不足なく質の高い公共サービスが提供されるよう、公共サービス基本条例を制定し、公共サービスの基盤整備と質の向上をはかること。

#### <要請の根拠>

医療・介護、福祉、子育て、教育、地域交通などの公共サービスが劣化し、格差拡大や貧困などが深刻な社会問題となっている。その解決は、政府および各地方自治体の重要な課題であり、それに応えるため、2009年5月に公共サービス基本法が制定された。

公共サービスは、住民ニーズに応じたサービスの提供が必要であり、都市部に必要なサービス、農村部に必要なサービスなど、地域ごとに異なるニーズ、意識をどう合意形成していくかが大切である。今後、少子高齢社会・人口減少社会が進むにしたがって、公共サービスの重要性はさらに高まっていく。

公共サービスの基盤整備・質の向上をはかるためには、公共サービス基本法にもとづく公共サービス基本条例の制定が必要である。

### 2. 公契約の下で働く者の適正な労働条件の確保および質の高い公共サービスの提供など、公契約の適正化をはかるため公契約条例を制定すること。

#### <要請の根拠>

民間事業者と契約を締結しておこなう公共工事や庁舎の維持管理業務においては、成果の適正な品質を確保するとともに、適正な契約価格により限られた財源を効率的に活用することが重要である。

また、契約締結の前提となる入札については、手続の透明性、競争性を確保するとともに、公契約の当事者として適切であるよう、落札業者において各種法令を遵守していることが必要であり、加えて、成果の品質の低下や下請業者などへのしわ寄せが生じるようなことはあってはならない。

しかし、公共工事設計労務単価が引き上げられているにもかかわらず、中小・小規模事業者や現場で働く建設職人の単価や賃金が上がっていない実態にある。さらに、県議会においても、会派を問わず多くの議員が公契約の下で働く人々の賃金・処遇・労働環境、成果の品質などについて課題提起されている。

### 3. NPOのソーシャルビジネス化をはかるコンサルティング事業を促進すること。

#### <要請の根拠>

人々の価値観が多様化し社会問題も多種多様化する中で、平等・公平の原則に配慮し、法令にもとづいて動かなければならない行政では、迅速できめ細かな対応が難しい場面が生じている。一方、行政に比べて小回りがきき機動性に勝るNPOは、個別の活動だけを見れば範囲は限定されるものの、全体として見れば、行政での対応が難しい分野をカバーしつつ、行政とともに公益を担っていく団体として期待が高まっている。

NPOの形態は様々に分化しており、経済的に自立しているNPOもあるものの、多

くは会費や助成金に頼らざるを得ない小規模なNPOである。NPOがソーシャルビジネス化することにより、新しい商品開発や業種の転換などが期待でき、新たな雇用や新たな市場の創出にもつながる。

中小企業には専門家のコンサルティングを受けられる制度がある。NPOにはNPO向けのコンサルティングが必要であり、NPOマーケティングなどのコンサルティング体制を整えることにより、NPOのソーシャルビジネス化が進み、税だけに頼らない団体運営が実現できる。

#### **4. 地縁団体・市民活動団体・NPO・ソーシャルビジネス組織が、空き家・空き施設を利用しやすくなるよう「空き家・空き施設バンク（仮称）」を創設すること。**

<要請の根拠>

人口減少・都市への集中・家族形態の変容によって、空き家問題は地域の課題となっている。空き家対策として地域の互助や共助の活動の場として空き家を利用することが考えられる。

地縁団体や市民活動団体・NPO・ソーシャルビジネス組織は、新規事業を起こす際のネックが「不動産」であることが多く、この問題を解決できればコミュニティの安全・安心やコミュニティビジネスの展開が促進される。

また、公共施設の統廃合が進む中で、古い公共施設を壊すのではなく、耐震性などに問題のない施設であれば、NPOなどが使用できるような環境整備を進めることも必要と考える。

空き公共施設や公益的活動に使える民家・民間の所有物などの調査をおこない、全県的「空き家・空き施設バンク（仮称）」を創設し、地域の互助や共助の活動の場となるよう、空き家・空き施設の活用を促進する必要がある。

#### **5. 県民の住環境改善のため、住宅リフォームに対する助成制度を創設すること。**

<要請の根拠>

住生活・住環境に関する課題は、居住者の少子高齢化や二・三世帯同居とユニバーサルデザイン化、空き家対策と中古住宅の流通、省エネ対策など、多岐にわたっている。

政府が進める「まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、少子化対策として結婚、出産、子育て支援の中に多子世帯支援、三世帯同居、近居支援が施策の中に盛り込まれた。県は、多子世帯支援については積極的に取り組んでいるが、今後、三世帯同居やユニバーサルデザイン化なども積極的に進めるべきと考える。

そのためには、県独自の住宅に対する補助や減税措置をおこなうなど、住宅面からの支援を積極的に進めていくべきである。また、住宅購入時の助成制度だけでは範囲が限定されてしまい、住生活・住環境に関する課題解消策としては不十分であり、住宅リフォームに対する助成制度の創設が必要と考える。

## II. 雇用労働政策

1. 高校生に対するキャリア教育の一環として、就職希望者の多い高校のみならずより幅広い高校生に対し、労働法の基礎知識を教えて、ワークライフバランスに基づき、若年者が生涯働き続けられるための環境を整備すること。

<要請の根拠>

「ブラック企業」が社会問題化するなか、高校生が職業を選択し社会にでる前に、自分が働く際のワークルール（労働契約、就業規則、有給休暇など）を知る機会が少ない。（社会にでるという意味あいでは、“就職”も“進学後のアルバイト就労”も同様である。）労働法令の基礎知識は自分の身を守ることはもとより、労働環境の整備にもつながることから、高校生を対象に身近なワークルールの知識を身につける環境の整備が必要である。

就職希望者の多い高校では「就職支援アドバイザー」の配置などにより、個別に指導をおこなっているケースも存在するが、より多くの高校生が同様の知識を得られるよう環境整備を推進する必要がある。

2. 児童・生徒に対するキャリア教育の一環として、科学技術への興味を持ち“ものづくり”の醍醐味を感じるきっかけとなるような場を提供すること。

<要請の根拠>

県内の地域活性化や中小・地場企業の活性化のためには、ものづくり産業の振興が不可欠である。また、若年層の県内での就職を促進するためにも、ものづくりに興味を持つ学生が増加することは重要である。

若年技能者に対しては、埼玉県職業能力開発協会が育成・実技指導をおこなっているが、児童・生徒に対して「ものづくり教室」のような、技術・技能を身に付けることの醍醐味を感じることが出来る場を増やしていく必要がある。

## III. 福祉・社会保障政策

1. 医師・看護師の離職防止と地域医療人材を確保するために2015年2月に設置した「医療勤務環境改善支援センター」の運営状況に関し、労働団体との意見交換の場を設けること。

<要請の根拠>

「医療勤務環境改善支援センター」は医師・看護師などの医療従事者の離職を防止し、地域の医療人材を確保することが目的である。現在の医療現場は、依然過酷な労働環境にあり、夜勤負担や長時間労働の是正、仕事と家庭の両立支援の充実など、医療従事者の労働条件改善が急務である。そのためセンター運営に関しては、労働現場の実態を把握し対策を打たなければならないと考え、医療現場の労働時間管理や労働安全衛生対策などについて、労働団体から労働者の立場で意見反映をおこなえるようにすること。

## 2. ケアラー(家族などの無償介護者)の心身の健康づくりと、ケアラー相談を含める支援活動をおこなっている団体に対し財政などの支援をおこなうこと。

### <要請の根拠>

埼玉県の高齢化は急速であり、介護の潮流は在宅介護へとようになってきている。その中で、長期介護や多重介護が増加し、介護者の心身・経済的負担は増大している。さらに介護休暇・休業制度も期間が十分でなく介護のために離職する人が年間10万人にも上っている。

連合が2014年2月～4月に実施した要介護者を介護する人(ケアラー)に対する調査でも、8割がストレスを感じ、約3分の1が憎しみを感じることがあり、要介護者の認知症が進むほどこの傾向が強まるとの結果にもなっている。また、厚生労働省が毎年おこなっている「高齢者虐待調査」によれば虐待にいたる約4人に1人の要因は「介護疲れ・介護ストレス」である。このようなケアラーに対する支援として、第1に「心身の健康調査と健康づくり」が必要である。ケアラーの健康を確保することで虐待は減少し、無理なく介護を続けることにつながり、介護予防にもなる。

第2に、社会的孤立の解消を目的とした市民同士の支えあいが有効である。市民自らで運営している「介護者サロン・カフェ」は県内では31ヶ所あり、埼玉県、各市町村や社会福祉協議会、市民団体の取り組み成果である。今後もこのような市民参加型の「介護者サロン・カフェ」は必要であると考え、ボランティアスタッフの養成研修、運営団体に対する「開催会場」の確保などの財政的支援を自治体でおこなう必要がある。

## 3. 介護労働者の処遇改善を確実に実現すること。また職場でのトラブルなどを相談できる第三者機関の設置に向け、地域医療介護総合確保基金を活用し市町村ごとに財政措置を講ずること

### <要請の根拠>

埼玉県の高齢化率が急速に進むなか、2025年には介護職員が10万人以上必要との試算がある。しかし、介護労働者の離職率は全産業平均に比べて高く、介護人材の定着が困難な状況にある。その理由として、賃金を含めた低い労働条件やメンタルヘルスおよびハラスメント問題を含めた過酷な労働環境があり、連合にも多くの相談が寄せられている。

県は、介護職員処遇改善加算の算定要件である実績報告の提出を期限内におこなうよう指導することや、加算の算定要件を満たしていない場合、または所定の要件を満たさず賃金の引き下げを実施した場合などについても厳正に対応する必要がある。

また、介護労働者の定着を促進するために介護労働者と利用者間のトラブルや介護労働に関する相談についてワンストップで対応できる相談体制(窓口など)を各市町村に設置するよう指導する。設置に向けて、平成27年度より介護についても予算化された「地域医療介護総合確保基金」を利用できるようにし、市町村に対する財政措置を講ずる必要がある。

#### 4. 障害者差別解消法の趣旨に沿った条例を制定すること。また障がい者差別解消に向けた施策の策定や実行にあたり、障がい者の参画を保障すること。

##### <要請の根拠>

障がい者に対する不当な差別的扱いを禁ずるとともに、合理的な配慮を公的機関において義務づける障害者差別解消法が2016年4月より施行される。障がい者が差別を受けることなく生活を送ることができるようにするなど、より実効性を高める取り組みをするため条例制定をすべきである。

また差別解消に向けた会議や、審議会、政策決定や政策評価などあらゆる意思決定の場へ、障がいのある当事者を参加させる必要がある。

## IV. 交通政策

### 1. 自転車利用者（特に児童・生徒）に対し、道路交通法、安全ルールを学ぶ場を提供するため、以下の施策を講じること。

- (1) 学校教育において、2015年6月に改正された道路交通法および自転車乗車中の安全ルールの周知を徹底すること。
- (2) 交通ルール、交通マナーを実践的に学ぶことが可能な各種「シミュレータ」を活用し、交通安全指導の取組みを広く実施すること。

##### <要請の根拠>

2015年6月1日から道路交通法が改正され自転車乗車中の違反に対する罰則が強化されているが、自転車利用者には、この改正内容を含め道路交通法を周知することは重要である。また、同時に、取り締まられるから「交通ルールを守る」ではなく、自分自身、そして周りの安全のために乗り方を見直す機会を提供することも重要である。

特に、自転車に乗車するすべての児童・生徒に周知するため、学校教育の一環として実施する必要がある。

また、交通弱者を対象に自転車乗用時の危険を疑似体験できる「自転車シミュレータ」の活用を推進することにより、より実践的に安全ルールと正しい交通マナーを学ぶとともに危険予知能力を高めることができる。また、車の運転者からみた自転車の危険運転などを疑似体験できる「ドライブシミュレーター」なども活用して、相手の立場にたった安全教育をさらに推進する必要がある。

## V エネルギー・環境政策

### 1. 吹き付けアスベストや石綿含有建材の適正な除去工事を進めていくために、アスベストを除去に対する助成制度の拡充をはかること。

##### <要請の根拠>

埼玉県におけるアスベスト除去に関する助成は、建築基準法により延べ床面積1,000㎡

以上の大規模建造物の耐火構造物としてのアスベスト除去に限られている。県内の1,000㎡以上の建造物は、権限移譲された12市分も含め、11,664棟で、この内対策が必要な建造物は107棟である。

県予算は、25年度が19,240千円、26年度が19,242千円であるが、実績は25年度が調査4件・対策2件で11,862千円、26年度が調査2件・対策2件で12,700千円であった。なお、さいたま市では1,000㎡未満の建造物に対しても助成をおこなっており、26年度の予算は36,000千円に対し、調査4件・対策（1,000㎡未満のみ）5件で、22,324千円であった。

アスベスト飛散に関する危険性は、建築物の大小にかかわらず同じであることから、大気汚染防止法の観点からも1,000㎡未満の中小規模の建造物におけるアスベスト除去に関して助成をおこなうことで、飛散防止の適正な措置をはかりやすくする必要がある。

## VI 消費者政策

### 1. 消費者教育推進法にもとづき、消費者教育推進計画の制定ならびに消費者教育推進地域協議会を設置すること

<要請の根拠>

消費者を取り巻く環境は年々厳しくなっているが、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会、すなわち消費者市民社会をめざして行動する消費者が求められている。このため、消費者市民社会の形成に参画することの重要性について理解および関心を深めるための教育を推進するため、消費者教育の推進に関する基本的な方針が閣議決定された。

消費者教育推進計画ならびに消費者教育地域協議会とも、消費者教育の推進に関する法律では策定ならびに設置については努力義務となっているものの、埼玉県においては、そのどちらもなされていない。

本内容については近隣都県においても取り組みが進んでおり、埼玉県における消費者行政推進の観点から取り組みをおこなう必要がある。

### 2. 消費生活センターの機能強化をはかること。

<要請の根拠>

消費者安全法では、事業者に対する消費者からの苦情に係る相談などの事務をおこなう施設などの設置義務を都道府県に課し、市町村に設置の努力義務を課している。埼玉県においては、消費生活支援センターとして4ヶ所を開設し、各市町村においても、隣接自治体へ委託し窓口を設けていない例もあるが、54市町村で窓口の開設がされている。

昨年の各相談窓口の相談件数は、県で16,657件、各市町村で33,253件と件数が多い状態が続いており、特にインターネット詐欺など狡猾でリスクが高いものが増えてきている。

相談員には高い知識と専門性が求められているものの、全国データによると無期雇用

契約者が7%、有期雇用契約者90%以上であり、雇用期間は3年で打ち切りのところが多い。また、数年での配置転換などがあつたりするのと同時に、財政上の理由から配置人数が減員したりするなど、その雇用形態や処遇・環境は厳しい状態である。

多様な消費者の身近な相談窓口として、相談員の確保ならびに拡充や雇用形態・処遇の改善、資格の法的位置づけの明確化、能力開発の充実ならびに質の向上など機能強化をはかり、地方消費者行政を推進する必要がある。

### 3. 高齢者や障がい者などに対する以下の施策を講じること。

(1) 日常生活上必要な交通手段の確保をおこなうこと。

(2) 買い物代行サービスや乗り合わせでの買い物など、地域で取り組める生活の足の確保をおこなうこと。

#### <要請の根拠>

少子高齢化がさげばれて久しいが、県内においてもその傾向は急速に進んでいる。一方、事故防止の観点から、高齢者に運転免許証の自主返納を促したり、重大疾患を抱える運転者には申告を課すことなどがおこなわれている。

日常生活をおくるのに、車を運転できれば多少不便な所に住んでいても問題は少ないが、車を手放した時から急激に不便になる。こうした方が日々の生活を送るために、必要な交通手段を確保する必要がある。

買い物難民の問題に対し、地域で取り組める支援として、地域ごとに買い物代行サービスの実施や、乗り合わせでの買い物などが考えられる。なお、こうした支援は孤立した生活者の見守り機能として、生活状況のチェックも果たせる。また、近隣の店舗と協力し実施することにより、地域経済振興の観点からも有効であることから、財政的な支援も含め検討する必要がある。

## Ⅶ. 教育・子育て政策

### 1. 教育現場の相談体制の充実、問題解決の促進、および重大事件防止のため、以下の施策を講じること。

(1) 県内の各学校にスクールカウンセラーの常駐体制を早期に実現し、いじめ・不登校・虐待・自殺などの問題に対し、児童生徒のみならず教職員や保護者が問題の早期段階で心のケアを受けられるよう相談体制の充実をはかること。

(2) 重大な事件に発展しそうな問題が相談された場合は、要保護児童対策地域協議会などと連携し、児童生徒が犯罪に巻き込まれないようにすること。

#### <要請の根拠>

埼玉県の中学校では、スクールカウンセラーが1校あたり最低でも2週間に1日は配置するよう進められてきたが、連合埼玉が主催する学習会で、中学生・高校生の子を持つ保護者の約3割しか、保護者もスクールカウンセラーと相談できることを知らなかった。いじめ・不登校・虐待・自殺などの問題が発覚した場合、教職員との相談だけでな

く、早期段階で精神的負担を軽くするスクールカウンセラーとの相談体制を充実させる必要がある。

また、今年2月川崎市で中学生が、いじめ問題から重大な犯罪に巻き込まれる事件が発生してしまったことから、必要に応じて児童相談所、保健所、警察、教育委員会など様々な関係機関が連携する要保護児童対策地域協議会で情報を共有しサポートチームを編成することで、重大な事件になる前に対策を打つ必要がある。

## 2. 学校教育において主権者教育の充実をはかるため、以下の施策を講じること。

- (1) 高校教育において、全ての高校生が、消費者教育、労働教育、税金や社会保障の仕組み、また、教育の政治的中立を確保しながら、選挙教育、政治教育を学び、高校生の一人一人が主権者として主体的に判断・行動できるようにすること。
- (2) 義務教育において、全ての小中学生が、権利・義務を含む基本的な民主主義に立脚した政治基礎知識が身につく教育を推進すること。

### <要請の根拠>

選挙権年齢が18歳に引き下げられたことから、とりわけ高校生における主権者教育が重要になっている。すべての若者が政治に参加し、権利を行使するためには、消費者教育、労働教育、政治教育など、主権者としての幅広い知識を身につけることが今まで以上に重要になっている。また、選挙運動は18歳以上はできるが17歳以下はできないなど、同じ高校生でもできる範囲が異なるため、こうした知識も習得しておく必要がある。

また、18歳になる高校3年生が、主権者として主体的に判断・行動できるようにするため、義務教育の内から基本的な政治知識を身につける必要がある。

## 3. 県内すべての学校で教職員のワークライフバランスを推進し、教職員が児童生徒と向き合う時間を確保するとともに、心身ともに健康な状態で勤務できるように指導を強化すること。

### <要請の根拠>

県教育委員会が平成24年3月に公表した「学校における負担軽減検討委員会報告書」に係る取り組みが推進され、研修や研究授業の見直し、ノー会議デーの実施、ふれあいデーの新設など諸施策が推進されている。しかし、教員がいまだに夜遅くまで職場で働き続けている実態が数多く報告されている。過労によるメンタル不調による病休や休職も増えている。とりわけ部活動の指導に関して、上記委員会報告に負担軽減策が掲載され取り組みが進められているが、いまだに負担感が高いと感じている教員も多い。出退勤時間が正確に把握されていないため公務災害に認定されないことが多く、学校職場は、いわゆるブラック企業のような状態に放置されているといっても過言ではない。

教職員も働く者の一員としてワークライフバランスを推進し、心身ともに健康な状態で児童生徒と接し、埼玉県の学校教育に貢献できるように教職員の働き方改善が求められる。

## 4. 充実した食育を小学校低学年からおこなうこと。

### <要請の根拠>

子どもたちをはじめ、すべての国民が心身の健康を維持し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにするためには、何よりも「食」が重要である。ところが近年、国民の食生活をめぐる環境は、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、食の海外への依存、伝統的な食文化の危機、食の安全など、様々な問題が生じている。

こうした問題に対応するため、埼玉県においても食育推進計画を定め、学校教育の現場で授業や給食という形で食育をおこなっている。

今後も食に対する関心は高まり、安全・安心を求める消費者は増えていくことが予測されることから、消費者教育の観点からも「食」に対する教育を小学校低学年からはじめ、将来的に自ら判断し、健康で文化的な生活を送ることができる力を養う必要がある。

また、児童の朝・晩の食事などはその保護者が重要な役割を担っていることから、保護者に対するセミナーなどの教育も充実する必要がある。

## VIII. 人権・男女平等政策

1. 既存の保育所および幼稚園の幼保連携型認定こども園への移行を促進すること。また幼保連携型認定こども園において、保育士と幼稚園教諭の両方の免許が所持できるよう経済的および職務上配慮をおこなうこと。

<要請の根拠>

小学校就学前の子どもの育つ環境が、保護者の就労や経済状況などによって異なることなく、すべての子どもに対するよりよい保育・幼児教育環境を確保することと、待機児童解消を目的とする幼保連携型認定こども園へ移行できるよう必要な改善、および基準を満たすための財政支援をおこなう必要がある。

また2015年4月から、新制度のもとでの幼保連携型認定こども園において、経過措置が終了する5年後より保育士資格と幼稚園教諭免許の両方が必要となることから、保育士資格または幼稚園教諭免許の一方しか所持していない保育士または幼稚園教諭が、心身のおよび経済的負担なく免許および資格を取得するための人員体制、財政的支援をおこなう必要がある。

## IX. 投票率向上に向けて

1. 県内すべての選挙における投票率向上に向けて、以下の施策を講じること。
  - (1) 県民の選挙に対する認知度の向上にむけ広報活動を強化し、有権者に投票行動を促すための取り組みを推進すること。
  - (2) 若年層の政治意識の向上および投票率向上へ、企業・小中高校・大学などと連携した取り組みをはかること。

### **(3) 駅・大型ショッピングセンターなど、日常的に有権者が利用する施設へ期日前投票所を設置すること。**

#### ＜要請の根拠＞

埼玉県選挙管理委員会が平成24年3月に発表した「投票率向上のための報告書」により、投票率の向上のための様々な施策を実施しているが、第18回統一地方選挙では、各選挙共に過去最低を更新した。また、8月9日投・開票で実施された知事選でも26.63%と、前回の全国最下位に対し1.74ポイント改善はしたものの、低投票率であることは変わらない。

- (1) 選挙は、自分たちの身の回りのこと、その生活のあり方を代表者の手にゆだねる大事な機会である。常日頃から政治に関心を持ち、一票の権利の行使が今後の政治のあり方を決める重要なものであるという自覚を促し「投票参加は当然」といった意識を様々な機会をつうじて社会全体の中で醸成していく必要がある。
- (2) 過去の選挙結果から年代別投票率を見ると、20代30代の投票率が低迷している。小・中・高校での政治意識を向上させる教育も実施しつつ、選挙権のある若年層を対象に高校・大学・専門学校や事業者（企業）と連携した投票促進への取り組みが求められている。
- (3) 期日前投票は居住地の役所が投票所になっているが、日常的に役所を訪れる有権者は少ない。役所以外の投票所も徐々に増えつつあるが、県民の生活導線を考慮し、わざわざ出向かなくても日常的に訪れる施設での期日前投票所の開設が求められている。